

出場指令! 119

佐井消防分署
☎38-2266



～火事・救急・救助は119番へ～

佐井中学校職場体験

平成27年8月27日(木)・28日(金)の2日間、佐井中学校生徒の横浜一望君が佐井消防分署へ職場体験に来ました。この2日間、職員と共に放水訓練や救助訓練、機械器具点検や救急隊出場訓練など普段体験することが出来ないさまざまな消防業務を体験しました。

救助訓練では、ロープブリッジ渡過訓練を行い訓練塔の高さに怯えることなく一生懸命頑張りました。また救急隊出場訓練では、出場から病院へ傷病者を収容するまでの一連の流れを体験し、ストレッチャーなどの救急資機材の取扱いを行いました。

横浜一望君、お疲れ様でした。



↑ 渡過訓練を行う一望君



↑ 職員と二人で決めポーズ

秋の火災予防運動のお知らせ

「無防備な 心に火災が かくれんぼ」

平成27年10月19日(月)から25日(日)までの1週間にわたり、秋の火災予防運動が実施されます。それに伴い佐井村保育所幼年消防クラブ員が佐井村消防団と合同で歩行パレードを行いながら防火を呼びかける予定です。

また期間中は村内に看板や火の用心の旗を設置し、防火対象物の立入検査や一般家庭防火訪問や昼夜間防火パトロールを実施します。みなさんのご理解とご協力をお願いします。



去年のパレードの様子です

みなさんの住宅用火災警報器はお手入れされていますか？

家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、音で知らせてくれる住宅用火災警報器の設置義務については、みなさんはご存知ですか？

新築住宅にあっては平成18年6月1日から、既存住宅にあっては平成20年6月1日から設置が義務付けられています。どこに設置していいかわからず設置していない方がいましたら佐井消防分署へご相談ください。

また、せっかく設置しているのにもかかわらず、いざという時に作動しないのであれば意味がありません。日頃からの作動確認やお手入れをしましょう。

①電池切れに注意しましょう。

住警器は電池が切れると作動しません。また、切れそうになった際は音や光で知らせてくれます。

②ホコリに注意しましょう。

ホコリが機器内に入ると誤作動を起こす場合があります。また、そのまま放っておくと故障の原因になりますので十分注意しましょう。

音が鳴ったからといって焦ってはいけません。まず、周囲を煙・火の気がないか確認しましょう。煙が充満している時や、火が天井まで届いている時はただちに避難してください。火や煙が確認できなければ、上記(①、②)の可能性あります。

①の場合は、新しい電池に交換し様子を見ましょう。それでも鳴動するのであれば②のように住警器のセンサー部分を掃除してみましょう。それでもダメなら交換をお願いします。火災を起こさない佐井村、火災死亡者を出さない為にもみなさんのご協力をお願いします。